

平成25年10月21日

部、室、課長

出先機関の長

議会、各種委員会及び委員の事務局長 あて

消防長

総 務 部 長

平成26年度予算の編成方針について(通知)

政府は、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」(平成25年8月8日閣議了承)において、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化を目指すこととした。平成27年度(2015年度)の目標達成のためには、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度から17兆円程度改善する必要があるとされている。

また、地方財政については、平成26年度及び平成27年度における地方の一般財源総額が平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしたものの、一方で、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていく必要があるとされており、地方交付税等の抑制も視野に入っていることから、先行きが不透明な状況である。

こうした中で、氷見市の財政見通しについて、歳入においては、政府の金融財政政策及び成長戦略への取り組みにより、景気回復の兆しが見えているものの、今後、予定されている消費増税が経済に与える影響など、景気の動向は依然不透明であることから、市税の大きな伸びは期待できない。一方、歳出においても、公債費の負担は次第に軽減されてはいるものの、なお多額の償還財源を必要とすることに加え、幼保連携型認定こども園の整備、市道氷見南インター線の道路改良、旧市民病院及び市庁舎の跡地整備といった大型事業の実施や後期高齢者医療、介護保険等の社会保障費の増が見込まれることから、依然として厳しい状況である。

このため、平成26年度予算の編成においては、国県の動向を注視しながら市の予算編成

作業を進めるとともに、引き続き「集中改革プランⅡ」の着実な実行を基本とし、ゼロベースから歳出全般を見直すとともに、特定目的基金の活用などにより、財源の確保に努める必要がある。

一方、2015年春の長野・金沢間の北陸新幹線開業により、北陸と首都圏との移動時間が大幅に短縮され、目的地やその周辺での滞在時間が増えることから、新幹線沿線の自治体間での交流の活性化、観光消費の拡大が期待される場所である。第8次総合計画に掲げる「人 自然 食を未来につなぐ交流都市ひみ」の実現への大きなチャンスであり、氷見の食や自然を強くアピールし、新幹線開業効果の獲得に努める必要がある。

これらのことを踏まえ、平成26年度の予算要求は、「氷見市予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、次の事項に留意して見積られるよう、命により通知する。

第1 平成26年度予算編成の基本的な方針について

1 基本的事項

(1) 政策の創造性において日本一を目指す(創造的事業)

現在の課題、未来からの課題に果敢にチャレンジするものとする。従来の政策立案方法にとらわれず、課題に対して戦略的な仮説を持って取り組み、明確なゴールイメージを示せる事業については、予算を優先的に配分する。

(2) 多様な視点からの政策の立案

短期・中期・長期にわたり、多世代の市民が本当の幸せを実感できる市政の実現のため、次の事項に留意し、施策・事業をバランスよく立案する。

① 緊急かつ重要な事業への取り組み

(北陸新幹線開業など、近々の外部環境に対応した事業)

② 緊急ではないが重要な事業への取り組み

(環境や景観、長期的な人口動態等に対応した中期の政策)

③ 地域シンクタンクとしての機能を強化するための事業への取り組み

(他都市研究、学習機会の創出)

④ 質の高い仕事を可能にする仕組みの導入に対する取り組み

(経営品質の向上、条例づくり等)

⑤ 市民参加を呼びかけ、市民と行政がともに政策を作る場を設けるための事業への取り組み

(3) 市民が考える市政への期待の把握(マーケティング)及び成果検証の徹底による事業の効果性アップ

市民が考える事業への期待及び満足度を正確に調査し、あわせて、PDCA(計画[Plan]-実行[Do]-評価[Check]-改善[Action])サイクルを確立させることにより、市民から真に喜ばれる事業を計上する。

(4)「集中改革プランⅡ」の着実な実施

歳入においては、安定した収入の確保や特定目的基金の活用を図り、また、歳出においては、事業継続の適否を見定めるとともに、労働生産性を高めるなど、徹底した見直しを行う。

(5)「部局予算要求方針」の作成・周知等

各部局は、平成26年度予算編成方針等を踏まえ、部局長のリーダーシップのもと、26年度予算のあるべき姿を十分に議論した上で、各部局の予算要求の考え方(創造性、効果性)、内容等を反映させた「平成26年度予算要求方針」を作成すること。また、その「予算要求方針」の所属職員への周知を徹底すること。

2 予算編成における取り組み

(1) 平成26年度予算要求額

ア 義務的経費(人件費(臨時職員等賃金含む)、公債費、扶助費、債務負担・長期継続契約等にかかるもの)

必要額を見積もること。

イ 「創造的事業」として位置づけられる事業に係る経費

必要額を見積もること。

ウ 経常経費、政策経費及び投資的経費

「氷見市集中改革プランⅡ実施計画(平成25年度版)」の収支の改善目標に沿って、別に指示する予算要求基準の範囲内にとどめること。

(2) 特に留意すべき事項

ア 新規事業

変化する時代、環境、市場に問いかけ、政策の創造性と効果を最大限に追求する提案型の事業を多く立案すること。

イ 補助金等

「氷見市集中改革プランⅡ実施計画(平成25年度版)」を踏まえ、及び「氷見市補

助金等交付基準」を遵守の上、要求すること。

ウ 国・県要望事業

原則として、公共事業等検討委員会事業調整部会で調整された内容に沿って要求することとするが、現下の財政状況を十分勘案し、事業費、事業期間等を再度精査すること。

第2 平成26年度予算の要求方法について

1 歳入に関する事項

市税、分担金、使用料、財産収入等の自主財源の確保はもとより、地方交付税、国・県支出金、助成制度等の情報収集とその確保に努めるとともに、各種法人等の補助、融資等を導入するなど、新規の財源や有利な財源の確保についても積極的に努力すること。

(1) 市税

財政運営の根幹をなすものであり、適切に見積ること。

特に、潜在している課税客体について十分な調査を行い、完全な捕そくを図り、市税収入の確保に努めること。

(2) 地方交付税、地方譲与税等

地方財政計画に留意し、国、県の情報収集に努め、適正に見積ること。

(3) 分担金、負担金

受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

(4) 使用料、手数料

特定の行政サービスに要する経費の対価としての観点に立ち、事業に要する経費を賄うに足る額となるよう常に見直しや改定を行うとともに、未収金の収納に努めること。

(5) 国・県支出金

国・県補助金、負担金等の制度を十分活用して、財源の確保に努めること。

なお、国、県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率、負担区分等の状況に十分留意し、確実な見積りを行うこと。

特に、各省庁の概算要求において、補助金等総額の削減がなされている事業については、その動向を十分把握しておくこと。

(6) 財産収入

財産の適正な管理の下、ペイオフ対策に留意しつつ、安全かつ有利な運用に努め、

適正な額を見積ること。

また、未利用遊休財産のうち、売却処分が適当と認めるものについては、早期の売却に努めること。

(7) 市債

市債の新規発行を極力抑制し、将来の公債費負担の軽減を図ること。

市債を充当する場合は、事業の必要性や効果、規模等について十分検討を行い、国の地方債計画、充当率等を十分勘案し、財務課と協議の上、適正な額を見積ること。

(8) その他の収入

額の多少を問わず、貴重な財源という認識に立ち、増収に努めること。

2 歳出に関する事項

(1) 事業の総合調整

関連事業については、相互に支障のないよう十分な調整に努めるとともに、将来にわたる財政負担を残すことのないよう、管理運営等の民間委託を含め、長期的な視野に立って検討すること。

(2) 経費の節減等

ア 地球温暖化防止市役所実行計画及び氷見市グリーン購入調達方針に沿って、省資源・省エネルギー対策に十分配慮すること。

イ 物価の変動等に伴い節減できる経費を厳正に見積り、経費の節減に努めること。

ウ 施設については、将来の整理・統廃合等を見据え、長期的な維持管理経費の節減に努めること。

(3) 補助事業等

社会資本の整備、地域経済への波及効果、財源の効率的活用等の観点から、国・県要望事業を主体とした事業の確保はもとより、民間資本による事業の導入に努めるとともに、事業の地域的な適合性、効果等について検討を行い、事業の選択的導入を図ること。

また、工事の計画・設計等の見直しや発注の効率化などに取り組み、引き続き、コスト縮減に努めること。

事業の導入に当たっては、国・県における制度の動向及び補助率、負担率等を的確に把握するとともに、今後の社会情勢等を勘案し、適正な額を見積もること。

なお、国・県補助金が減額となるものについて、一般財源への振替は行わないこと。

(4) 単独事業

補助事業との関連、事業効果等について十分配慮するとともに、真に投資効果が挙がるよう努めること。

(5) 補助金等

すべての補助金等について、別紙「氷見市補助金等交付基準チェックシート」を作成し、見直しを行うこと。

ア 新規補助金等は、厳に抑制すること。

やむを得ず新設する場合は、それに見合った既存の補助金等を整理し、「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

イ 市単独の補助金(市費の任意継ぎ足しを含む。)については、金額の零細なもの、目的を達したもの、社会経済事情に合わなくなったもの、補助効果が乏しいものについて、積極的に廃止すること。

また、やむを得ず継続するものについても、その必要性、補助効果、経理状況、他補助との重複の有無等を十分に調査し、終期の設定に努めること。

ウ 団体等への市単独の負担金についても、補助金と同様、当該団体等の行政効果、経理状況を精査検討し、減額又は終期の設定に努めること。

(6) その他の経費

上記に準じて見積ること。

特に、食糧費、諸費等については、必要最小限の経費を見積ること。